

# 政治資金規正法関係事務

# I 政治資金規正法のあらまし

議会制民主政治の健全な発展のためには、政党その他の政治団体及び公職の候補者の政治活動が公明・公正に行われる必要があり、その活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにしなければなりません。

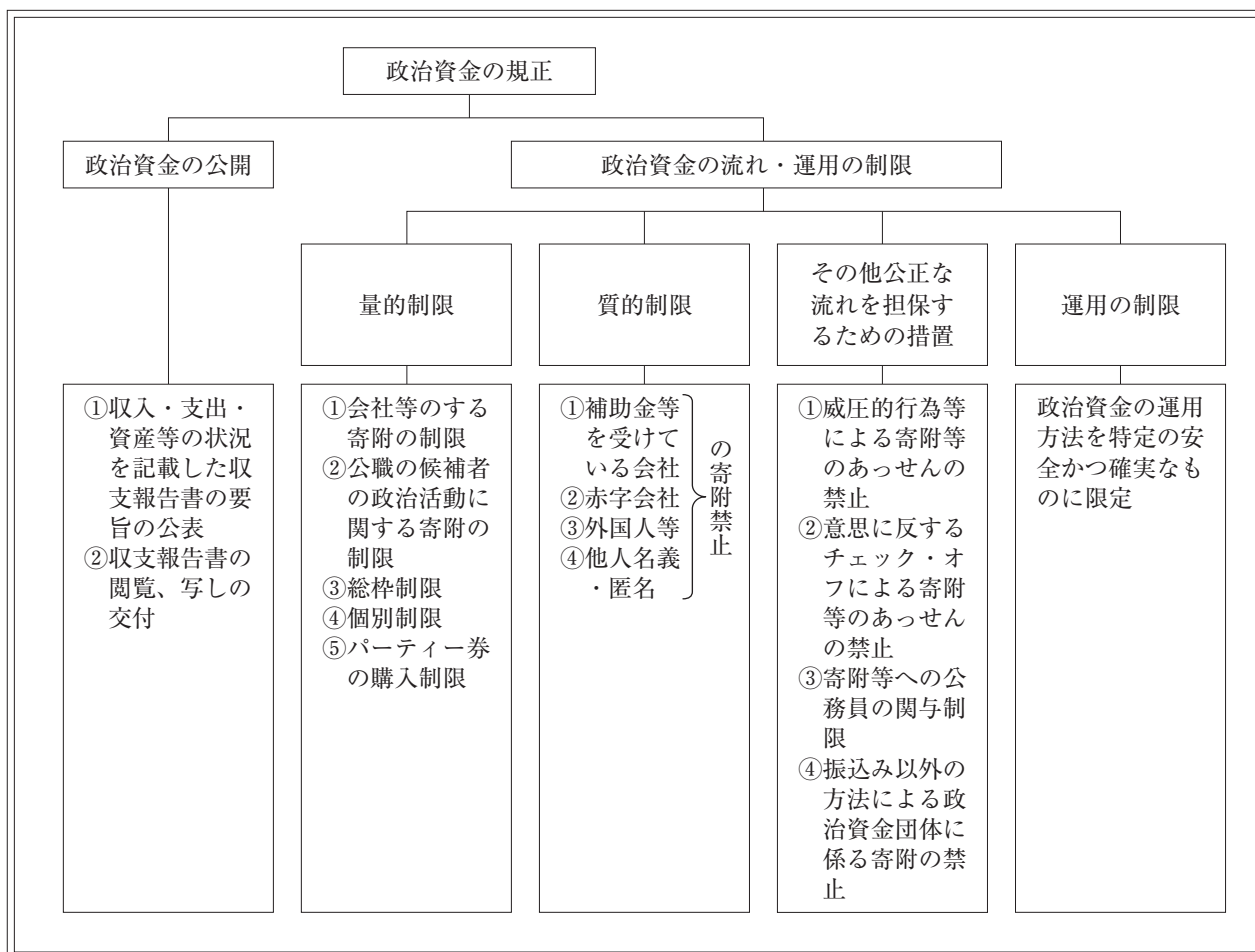
このような要請に応えるため、政党その他の政治団体に対し一定の届出義務を課し、その政治資金の収支の状況を国民の前に公開させ、さらに一定の制限の下に政治資金の授受が行われるよう規正し、いわゆる「ガラス張りの政治」をめざすのが「政治資金規正法」です。

## 1 政治資金はどのように規正されていますか

政治資金の規正は、以下の①②の二つの方法により分かります。

- ①政治資金の流れ（収支）及び政治団体の資産を広く国民に公開し、その是非については、国民の不断の監視と批判に委ねることによる規正（政治資金の公開）
- ②政治資金の流れ（授受）自体について具体的な制限を加えることによる規正及び政治資金の運用について、株券などによる投機的取引で運用することへの規正（政治資金の流れ・運用の制限）

### （規正方法の概要）



## 2 政治資金の規正の対象は何ですか

規正法では、法の適用対象を(1)政治団体及び(2)公職の候補者（政治家）とし、以下のとおり定義しています。

### (1) 政治団体

政治団体とは、次に掲げる団体をいいます（規正法3条①）。

- ①政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- ②特定の公職の候補者（公職の候補者となろうとする者及び公職にある者を含みます。以下同じ。）を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（いわゆる「後援会」）
- ③上記①及び②の行為を主たる活動として、組織的かつ継続的に行う団体

(注) 文化団体、経済団体及び労働団体であっても、事実上①及び②の活動が主たる部分を占めており、その活動が組織的かつ継続的である場合は政治団体として取り扱われます。しかし、たまたま選挙時において特定の公職の候補者を推薦、支持するような場合には、規正法上は政治団体として取り扱われません。

また、政治団体には次の種類があります。

#### (政治団体の種類)

<b>政 党</b> <b>(規正法3条②)</b>	次のいずれかにあてはまる政治団体  ア 所属国会議員を5人以上有するもの  イ 前回の衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）、前回又は前々回の参議院議員通常選挙（選挙区・比例代表）のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上であるもの	<b>国会議員関係政治団体</b> <b>(規正法19条の7)</b>  <b>みなし1号団体</b> 国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられる政党支部のうち、国会議員に係る公職の候補者（政治家）が代表者であるもの
<b>政治資金団体</b> <b>(規正法5条①Ⅱ)</b>	政党のために資金を援助することを目的とする団体 （政党が一に限り指定したもの）	
<b>その他の政治団体</b>	政党・政治資金団体以外の政治団体（主義主張団体、後援団体等）	<b>国会議員関係政治団体</b> <b>(規正法19条の7)</b>  <b>1号団体</b> 国会議員に係る公職の候補者（政治家）が代表者であるもの  <b>2号団体</b> 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者（政治家）を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの
<b>資金管理団体</b> <b>(規正法19条)</b>	公職の候補者（政治家）本人がその代表者であって、その公職の候補者（政治家）のために政治資金の拠出を受けるべき団体（公職の候補者（政治家）が一に限り指定したもの）	

#### (注) 政治団体の支部について

- ①政治団体が支部を有する場合、原則として本部・支部はそれぞれ一つの政治団体とみなされます。したがって、支部においても、政治団体に義務付けられている各種の届出、会計帳簿の備付け、帳簿の記載及び収支報告書の提出等をしなければなりません。ただし、寄附の授受の制限に関しては、本部・支部を通じて一つの政治団体と扱われるので注意が必要です。
- ②規正法にいう「支部」とは、おおむね次の要件を備えたものをいいます。
  - (ア)本部の規約等に規定されたその団体の単位組織であり、本部と主従の関係にあること。
  - (イ)本部の指揮統括の下に、一定の範囲で自主的に政治活動を行うことが認められていること。
  - (ウ)会計について、一定の範囲内で独自に金銭等の授受等を行える状況にあること。

### (2) 公職の候補者（政治家）

公職の候補者（政治家）とは、公職にある者、公職の候補者及び候補者となろうとする者をいいます（規正法3条④）。

### 3 資金管理団体とはどのような団体をいいますか

資金管理団体とは、公職の候補者（政治家）が、その者のために政治資金の拠出を受けるべき団体として、その者がその代表者である政治団体（9ページ(1) 政治団体の①又は②に該当する団体に限られます。）のうちから、指定した一の団体をいいます（規正法19条①）。ただし、当該公職の候補者（政治家）以外の者を推薦し又は支持することを本来の目的とする政治団体等や、政党を資金管理団体として指定することはできません。

資金管理団体の制度は、平成6年の政治改革において公職の候補者（政治家）の政治資金について公私の峻別を徹底するために創設されました。

### 4 資金管理団体に指定するとどのようなメリットがありますか

寄附については、「Ⅲ 寄附に関する制限」（16ページ以降）の規制がありますが、資金管理団体に関する寄附においては、次の特例が認められています。

#### (1) 特定寄附に対する特例

特定寄附（公職の候補者（政治家）が、政党から受けた政治活動に関する寄附を自己の資金管理団体に対してする寄附）については、寄附の量的制限（総枠制限、個別制限）は一切ありません（規正法21条の3④、22条③）。

#### (2) 特定寄附以外の寄附に対する特例

公職の候補者（政治家）が自己の資金管理団体に対してする歳費等の自己資金による寄附については、寄附の量的制限のうち個別制限は適用されず、総枠制限（年間1,000万円以内）の範囲内において寄附をすることができます（規正法22条②③）。

#### (3) 自己の後援団体に対する特例

公職の候補者（政治家）は、選挙前一定期間（注）、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、自己の資金管理団体に対しては、選挙前一定期間においても寄附をすることができます（公選法199条の5③）。

（注）一定期間とは、任期満了による選挙の場合は、任期満了の日前90日に当たる日から当該選挙期日までの間をいいます（公選法199条の5④）。

### 5 資金管理団体に何か制限はありますか

資金管理団体は、平成19年8月6日以降、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の貸借権を取得し、又は保有してはなりません（規正法19条の2の2、平成19年7月6日改正法附則1条、2条①）。

なお、この制限が設けられる以前から保有していたこれら不動産については、収支報告書に「不動産の利用の現況」（別記記載例（15）83ページ）として記載が必要です。

また、資金管理団体以外の団体よりも詳しい収支報告をしなければなりません。政治活動費と同様に、人件費を除く経常経費の1件5万円以上（資金管理団体が国会議員関係政治団体の場合は1万円を超える）の支出について収支報告書に明細を記載するとともに、領収書等の写しを併せて提出しなければなりません。

## 6 国会議員関係政治団体とはどのような団体をいいますか

平成19年の政治資金規正法の一部改正により、新たに「国会議員関係政治団体」が定義され、これに該当する政治団体については、届出や収支報告書の提出などに関して、特例が設けられました。

国会議員関係政治団体とは、以下の①、②の政治団体（政党、政治資金団体及びいわゆる政策研究団体を除く。）及び③をいいます（規正法19条の7）。

- ① 国会議員に係る公職の候補者が代表者である資金管理団体その他の政治団体（1号団体）
- ② 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（2号団体）（注）
- ③ 政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、1号団体とみなされます（みなし1号団体）。

（注）2号団体に該当する政治団体がある場合、国会議員に係る公職の候補者は、当該政治団体に対し、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を交付する必要があります（規正法19条の8）。

## II 政治団体の届出手続

政治団体はその主たる活動区域の範囲等により、総務省所管団体（全国団体）と都道府県選挙管理委員会所管団体（県内団体）に区分されます。いずれの所管団体であっても、届出の提出先は、主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会となります。

【提出先】 埼玉県選挙管理委員会

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁本庁舎3階(市町村課内)  
TEL 048-830-2693・2694・2695

【受付時間】 月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分まで

（立札・看板に貼付する証票交付申請は午後5時まで）

（参考）政治団体の所管区分及び届出書類の提出先

政治団体	所管	提出先
政党（本部）及び政治資金団体	総務省	主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会
2以上の都道府県の区域にわたり主として活動する団体 主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において主として活動する団体		
都道府県の区域において主として活動する団体 （政党本部及び政治資金団体を除く。）	都道府県選挙管理委員会	

【届出書類の様式】 県選挙管理委員会に直接来ていただくほか、県選挙管理委員会ホームページにも掲載されています。

各種届出様式：<https://www.pref.saitama.lg.jp/e1701/seijishikin/dantai-yousiki.html>

## 1 政治団体を設立した場合、どのような手続が必要ですか

政治団体は、代表者・会計責任者・会計責任者の職務代行者各1名を選任し（会計責任者とその職務代行者を同一人とすることはできません）、**組織された日（国会議員関係政治団体（2号団体）にあっては国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を受けた日）から7日以内に**届け出なければなりません（**郵送による届出はできません。**）（規正法6条）。

政治団体は誰でも自由に設立できますが、設立の届出をしない限り、政治活動（選挙運動を含みます。）のために寄附を受け、又は支出することは禁止されており、これに違反すると罰則の適用があります（規正法8条、23条）。届出書類は次のとおりです。

### (1) 政治団体設立届（別記記載例（2）（3）40、41ページ）

#### (2) 添付書類

##### ア 全ての政治団体に共通

綱領、党則、規約等の写し（所定の様式はありません。）

会則、定款、寄附行為等その名称のいかんを問わず、政治団体の目的、組織、運営に関する定めをいいます。

##### イ 国会議員、都道府県議会議員、知事、指定都市の議会議員若しくは指定都市の市長に係る公職の候補者の後援会（個人の寄附について税の優遇措置を受けようとする団体）

###### ①被推薦書【国会議員関係政治団体（2号団体）以外】（別記記載例（6）45ページ）

該当する政治団体が推薦し又は支持する公職の候補者が、当該政治団体により推薦され、又は支持されることを承諾する旨を記載し、かつ、記名押印又は署名（自署）した書面をいいます。

###### ②国会議員関係政治団体に該当する旨の通知【国会議員関係政治団体（2号団体）のみ】（別記記載例（4）43ページ）

国会議員に係る公職の候補者が自らを推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体に対し、国会議員関係政治団体に該当するためその旨を届け出る必要がある旨を通知する文書をいいます。

##### ウ 政党の支部

###### ①政党の状況等に関する届（別記記載例（7）46ページ）

政党本部の状況（名称、主たる事務所の所在地及び活動区域）等を届け出るものです。

###### ②支部証明書（別記記載例（8）46ページ）

当該政治団体が、政党の支部であることを本部が証明するものです。

### (3) 提出部数

（県内団体）各2部

（全国団体）各3部

\*綱領、党則、規約等の写し以外の添付書類は、1部を正本とし、その他は写しとして差し支えありません。

## 2 届出事項に変更が生じた場合、どのような手続が必要ですか

設立届の際の届出事項等（政治団体の名称、所在地、代表者、会計責任者等）に異動が生じた場合は、**異動があった日（国会議員関係政治団体（2号団体）に該当し、または該当しなくなったときにあつ**

ては、その旨の通知を受けた日から7日以内に届け出なければなりません（郵送による届出はできません。）（規正法7条）。届出書類は次のとおりです。

(1) 届出事項等の異動届（別記記載例（9）47ページ）

(2) 添付書類

設立届の際に添付した書類（規約等）の内容に異動が生じた場合は、変更後の書類を併せて提出してください。新たに国会議員関係政治団体（2号団体）に該当することになった場合は、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を、国会議員に係る公職の候補者でなくなったことにより該当しなくなった場合は、「国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知」（別記記載例（5）44ページ）が必要です。

(3) 提出部数

（県内団体）各2部

（全国団体）各3部

\* 綱領、党則、規約等の写し以外の添付書類は、1部を正本とし、その他は写しとして差し支えありません。

（注1）資金管理団体については、指定の際の届出事項（団体の名称、事務所の所在地、代表者氏名、公職の種類）に変更がある場合は、併せて「資金管理団体届出事項の異動届」（別記記載例（12）51ページ）を提出する必要があります。

（注2）活動区域の変更や主たる事務所の所在地の変更により、所管の異動や提出先の変更が生じる場合があります。その場合は、次の手続が必要となります。

（所管異動または提出先異動の場合の手続）

所 管 異 動	必 要 な 手 続
県内団体（県選管所管）→全国団体（総務省所管）	県内団体の異動届 全国団体の設立届（県選管経由）
全国団体（総務省所管）→県内団体（県選管所管）	県内団体の設立届 全国団体の異動届（県選管経由）
県内団体（県選管所管）→県内団体（他都道府県選管所管）	県選管あて異動届 異動先都道府県選管あて設立届
全国団体（総務省所管）が主たる事務所の所在地を都道府県の区域を越えて異動した場合	全国団体の異動届（県選管経由）

**3 政治団体を解散した場合、どのような手続が必要ですか**

解散した日から30日以内（国会議員関係政治団体にあっては60日以内）に届け出なければなりません。届出書類は次のとおりです（規正法17条、19条の10）。

(1) 政治団体解散届（別記記載例（10）49ページ）

(2) 解散日までの収支報告書（既に提出してある年の分は除く。）

この報告書には、代表者及び会計責任者両名の記名押印又は署名（自署）が必要です。

また、1件5万円以上（国会議員関係政治団体にあっては1件1万円超）の支出については「領収書等の写し」を添付してください（「VI 収支報告書の提出」参照）。

なお、国会議員関係政治団体にあっては、政治資金監査報告書を併せて提出してください。

### (3) 提出部数

(県内団体) 解散届 2部、収支報告書 2部 (領収書等の写しは1部)

(全国団体) 解散届 3部、収支報告書 3部 (領収書等の写しは1部)

\*提出された収支報告書のうち1部は、受付後控えとしてお返しします。

(注) 資金管理団体については、併せて「資金管理団体指定取消届」(別記記載例(13)52ページ)又は「資金管理団体でなくなった旨の届」(別記記載例(14)53ページ)も必要です。

#### 規正法17条2項適用団体

前年分の収支報告書未提出の政治団体が、引き続き収支報告書を提出期限までに提出しなかった場合(2年続けて提出を怠った場合)は、提出期限を過ぎた日から政治団体の設立届を提出していないものとみなされ、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受けたり支出をしたりすることができなくなります。

なお、**政治団体の自然解散、自然消滅は認められておりません**ので、収支報告書の提出を怠り、規正法17条2項適用団体となった場合であっても、解散届の提出が必要です。その場合、解散届とともに解散年前の提出していない収支報告書及び解散の日現在で作成した解散年分の収支報告書を提出しなければなりません。

## 4 資金管理団体の届出はどのような手続が必要ですか

### (1) 資金管理団体指定届(別記記載例(11)50ページ)

指定の日から7日以内に、当該資金管理団体たる政治団体の所管区分に応じ、都道府県の選挙管理委員会又は都道府県の選挙管理委員会を経由して総務大臣に届け出なければなりません(規正法19条②)。

### (2) 資金管理団体届出事項の異動届・指定取消届(別記記載例(12)(13)51、52ページ)

異動の日又は取消しの日から7日以内に、その異動に係る事項又は取り消した旨を届け出なければなりません(規正法19条③)。

### (3) 資金管理団体でなくなった旨の届出(資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなった場合等、資金管理団体はその適格性を失ったときの届出)(別記記載例(14)53ページ)

適格性を失った日から7日以内に届け出なければなりません(規正法19条③)。

## 5 国会議員関係政治団体の届出はどのような手続が必要ですか

国会議員関係政治団体を新設した場合や、既存の政治団体が国会議員関係政治団体に該当した場合は、設立届又は異動届を提出するとともに、2号団体にあつては、国会議員に係る公職の候補者から交付された「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を添付する必要があります。(別記記載例(4)43ページ)

また、2号団体に該当する旨を通知した者が、国会議員に係る公職の候補者でなくなったときは、届出事項の異動届に「国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知」(別記記載例(5)44ページ)を添付して届け出る必要があります。



(参考) 政治団体の主要な届出書類

	政党の支部			資金管理団体									その他の政治団体								
				税優遇なし			税優遇あり *1						税優遇なし			税優遇あり *1					
	国会議員関係政治団体						国会議員関係以外の政治団体			国会議員関係政治団体						国会議員関係以外の政治団体					
				設立	異動	解散							設立	異動	解散				設立	異動	解散
設立届	●			●			●			●			●			●			●		
規約(会則、綱領等)	●	(●)		●	(●)		●	(●)		●	(●)		●	(●)		●	(●)		●	(●)	
被推薦書										●	(●)								●		
国会議員関係政治団体に該当する旨の通知							●	(●)								●	(●)			(●)	
国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知					(●)						(●)			(●)						(●)	
異動届		●			●			●			●			●			●			●	
解散届			●			●			●			●			●			●			●
資金管理団体の指定届				●			●			●											
資金管理団体届出事項の異動届					●			●			●										
資金管理団体指定取消届																					
資金管理団体でなくなった旨の届						●			●			●									
政党の状況等に関する届	●	(●)*2																			
支部証明書	●	(●)*3																			
収支報告書	全ての政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、その年の収入、支出その他の事項を、原則翌年3月末日(国会議員関係政治団体は翌年5月末日)までに報告するよう義務付けられています(解散時は、解散届に解散の日までの収支報告書を添付してください)。																				

- \*1) 税の優遇措置の適格団体は、「支部証明書」、「被推薦書」、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を提出している政治団体に限られます。
- \*2) 政党支部の異動において「政党の状況等に関する届」が必要となるのは、「政治団体の名称」を異動する場合です。
- \*3) 政党支部の異動において「支部証明書」が必要となるのは、「政治団体の名称」「主たる事務所の所在地」「主たる活動区域」を異動する場合です。

## Ⅲ 寄附に関する制限

政治活動の自由との関係から、政治資金の流れを制限することは必要最小限に限定されるべきものですが、政治資金をめぐる問題の多くが政治献金としての寄附に関連したものであることから、規正法は寄附について制限しています。

### 1 規正される寄附とはどのようなものですか

規正法は、寄附を「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの」と定義し（規正法4条③）、政治活動に関する寄附に対し、①量的な面からの制限、②寄附者側に着目した質的な面からの制限、③その他政治資金の公正な流れを担保するための措置を講じることで政治資金の流れを制限しています。

また、規正法とは別に、公選法においても、金のかかる選挙を是正し、選挙の浄化を実現するという観点から、公職の候補者（政治家）や後援団体等が行う寄附について別途規制がありますので注意が必要です。

- （注1）「その他財産上の利益」とは、有体物、無体物のいかなを問わず、財産的価値のある全てのものが当たります。したがって、金銭、物品に限らず、事務所の無償貸与や労務の無償提供、電気・ガスの無償提供なども全て規正法でいう「財産上の利益」に含まれます。
- （注2）「党費又は会費」とは、政治団体の構成員が、その団体の党則、規約等に基づき負担する金銭上の債務の履行であり、寄附には当たりませんが、規正法では、特に会社その他の法人又は団体が負担する党費又は会費については寄附とみなす（規正法5条②）こととしています。
- （注3）政治資金パーティーや各種の催し物に係るパーティー券や会費は、「出席」を前提とし、またその金額が対価相当と認められる場合は一般に寄附には当たりません。
- （注4）政治活動に関する寄附とは、「政治団体に対してされる寄附」及び「公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に関してされる寄附」をいいます。

### 2 寄附が制限されるのはどのような寄附ですか

#### (1) 会社等の寄附の制限

会社等（会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。））は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をすることはできません（規正法21条①）。

また、何人も会社等に対して政治活動に関する寄附を勧誘し、又は要求してはなりません（規正法21条③）。

- （注1）会社等が資金管理団体へ寄附することも含め、平成12年1月1日から、政党、政治資金団体以外の者に対する寄附は一切禁止されました。
- （注2）政党支部に対する会社等の寄附の特例  
上記にかかわらず、政党の支部のうち一以上の市町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部以外の政党の支部に対しては、会社等は、政治活動に関する寄附をすることはできないものとされています（規正法21条④）。

#### (2) 公職の候補者（政治家）の政治活動に関する寄附の禁止

何人も（政党を除く。）、公職の候補者（政治家）の政治活動に関する「金銭等による」寄附（選挙運動に関してするもの及び政治団体に対するものを除く。）をしてはなりません（規制法21条の2）。

（17 ページ「寄附の量的制限等の概要」参照）

### (3) 寄附の量的制限

寄附の量的制限は、政治活動に関して一の寄附者が年間に寄附することのできる金額についての制限で、総枠制限（一の寄附者が寄附できる年間寄附総額の規制）と個別制限（一の寄附者から一の受領者に対する年間寄附総額の規制）とがあります。その適用関係は次の表のとおりです（規正法21条の3、22条）。

#### (寄附の量的制限等の概要)

寄附者		政治団体		公職の候補者 (政治家個人)	
		政党・政治資金団体	その他の政治団体		
			資金管理団体		資金管理団体 以外の団体
政治 団体	政党	量的制限なし	量的制限なし		選挙運動に関するものを除き、金銭等による寄附は禁止
	政治資金団体				
	その他の政治団体		(個別制限) 年間5,000万円以内		
個人		(総枠制限のみ) 年間2,000万円以内	(総枠制限) 年間1,000万円以内 (個別制限) 年間150万円以内	選挙運動に関するものを除き、金銭等による寄附は禁止	
	公職の候補者		* 1		
会社、労働組合等（政治団体を除く。）		(総枠制限のみ) 資本金、組合員数等に応じて 年間750万円～1億円 * 2	一切禁止		

#### \* 1 公職の候補者（政治家）の資金管理団体に対する寄附の特例

##### ① 特定寄附

資金管理団体の届出をした者が公職の候補者（政治家）である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄附）については、総枠、個別制限ともありません。

##### ② 自己資金による寄附（特定寄附以外の寄附）

資金管理団体の届出をした公職の候補者（政治家）が、その資金管理団体に対してする自己資金による寄附（特定寄附以外の寄附）については、総枠制限は適用されますが、個別制限はありません。

##### ③ 選挙前一定期間の寄附の禁止

10ページ 4（3）参照

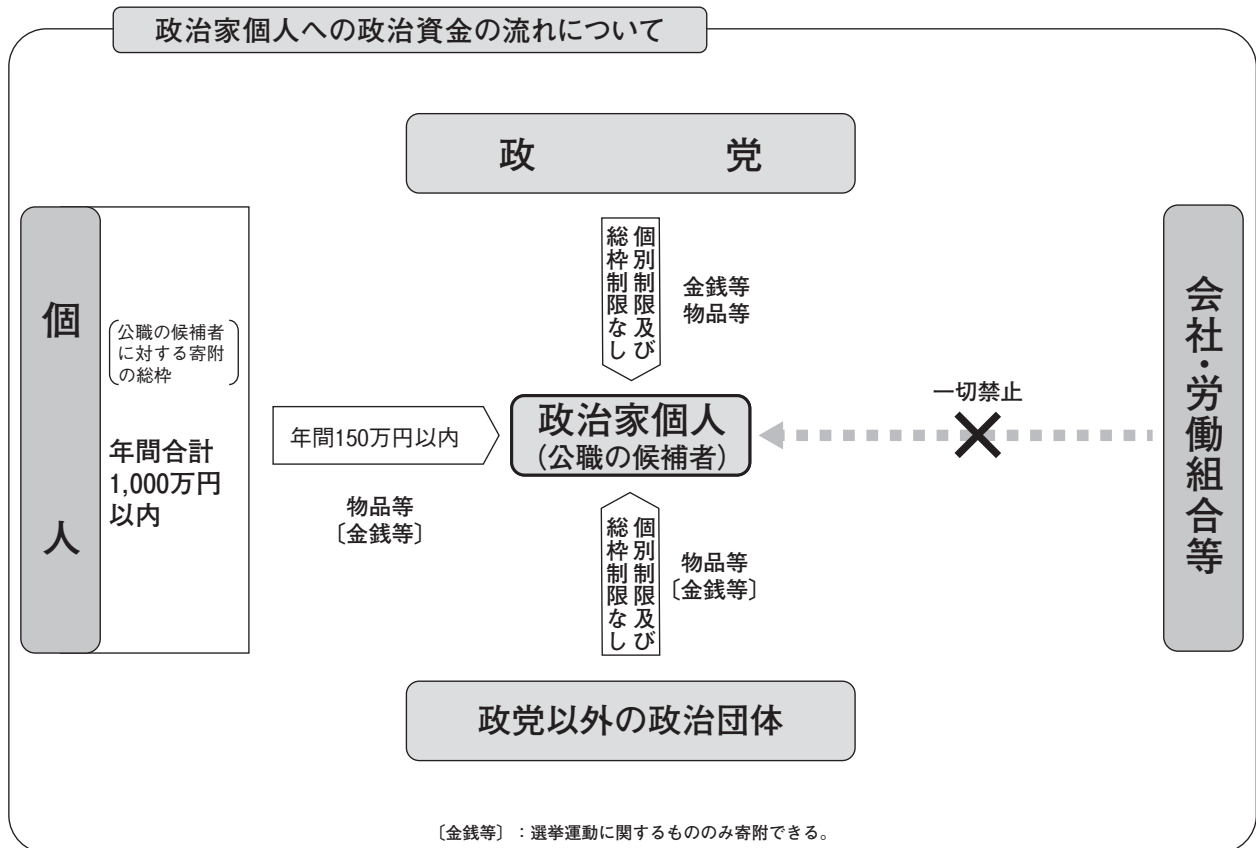
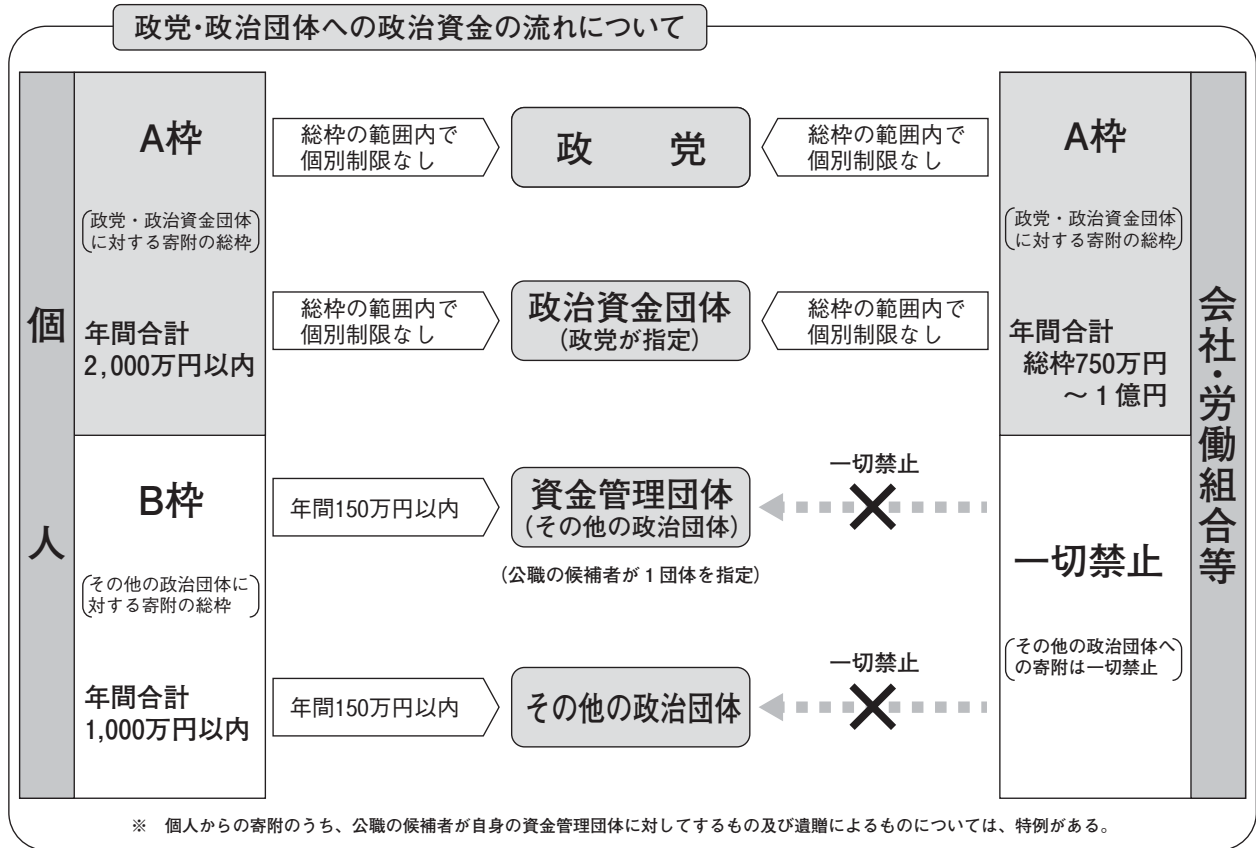
#### \* 2 19ページ 会社・労働組合等の寄附の総枠制限一覧参照。

(注1) 遺贈による寄附については、量的制限はありません。

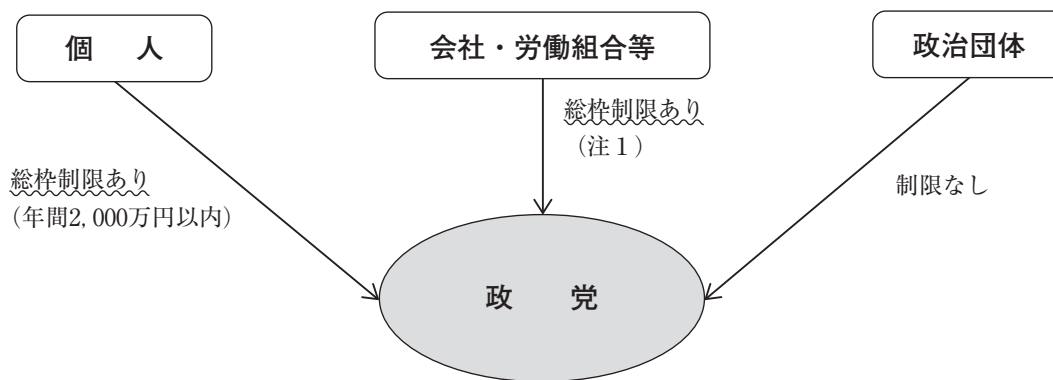
(注2) 寄附者（個人）は、受領者の区分に応じたそれぞれの総枠制限（①政党及び政治資金団体の全てを通じて年間2,000万円以内 ②公職の候補者及びその他の政治団体の全てを通じて1,000万円以内）を守ることが必要であり、たとえ一方の限度額に余裕があっても、他方に対し、その余裕分を流用して寄附することはできません。

(注3) 個人が政治団体の構成員となって負担する党費又は会費は、寄附として扱われないため寄附の限度額には算入されませんが、会社その他の法人又は団体が政治団体の構成員として負担する党費又は会費は寄附とみなされますので（規正法5条②）、寄附の限度額に算入されます。

## (参考) 寄附の流れについて



## 事例1 政党・政治資金団体に対する寄附



※ 個別制限（1つの政党への寄附の上限）はありません。

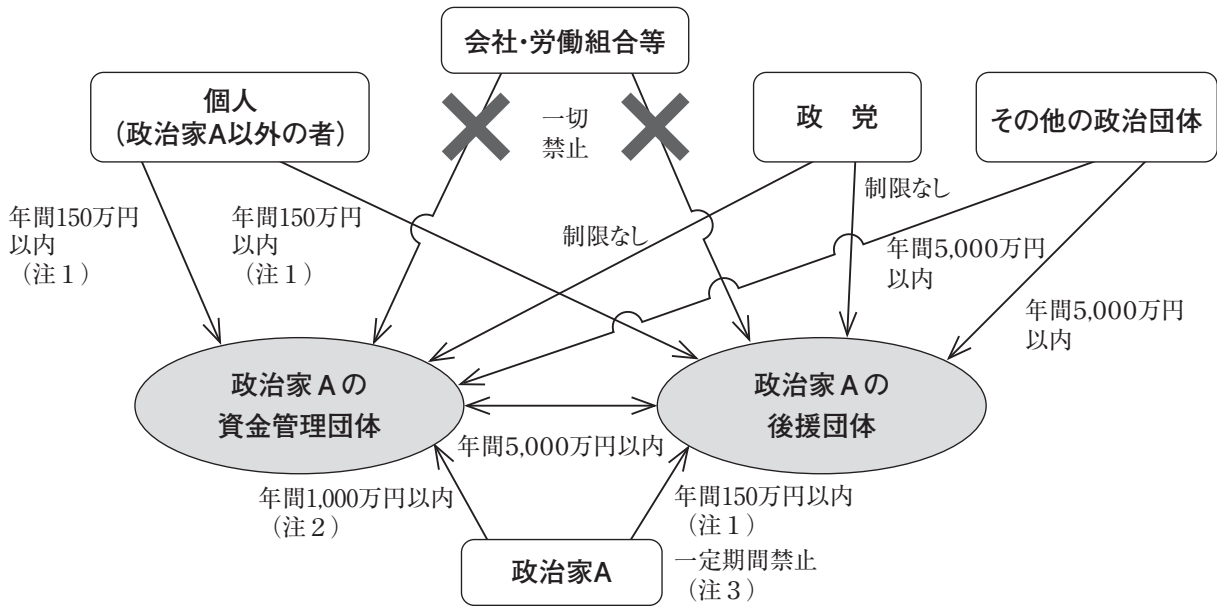
（注1）資本金・構成員数等に応じ総枠750万円～1億円の限度額があります（下表参照）。

（注2）21ページの「寄附の質的制限」の対象である場合は、該当する寄附が禁止されます。

### （会社・労働組合等の寄附の総枠制限一覧）

会 社 (資本金又は出資の金額)	労働組合又は職員団体 (組合員又は構成員の数)	会社、労働組合又は職員団体 以外の団体（任意団体） (前年における年間の経費の額)	政党・政治資金 団体に対する 寄附の限度額
10億円未満	5万人未満	2千万円未満	750万円
10億円以上～ 50億円未満	5万人以上～ 10万人未満	2千万円以上 ～6千万円未満	1,500万円
50億円以上～ 100億円未満	10万人以上～ 15万人未満	6千万円以上 ～8千万円未満	3,000万円
100億円以上～ 150億円未満	15万人以上～ 20万人未満	8千万円以上 ～1億円未満	3,500万円
150億円以上～ 200億円未満	20万人以上～ 25万人未満	1億円以上 ～1億2千万円未満	4,000万円
200億円以上～ 250億円未満	25万人以上～ 30万人未満	1億2千万円以上～1億4千万円未満	4,500万円
250億円以上～ 300億円未満	30万人以上～ 35万人未満	1億4千万円以上～1億6千万円未満	5,000万円
300億円以上～ 350億円未満	35万人以上～ 40万人未満	1億6千万円以上～1億8千万円未満	5,500万円
350億円以上～ 400億円未満	40万人以上～ 45万人未満	1億8千万円以上～2億円未満	6,000万円
400億円以上～ 450億円未満	45万人以上～ 50万人未満	2億円以上 ～2億2千万円未満	6,300万円
450億円以上～ 500億円未満	50万人以上～ 55万人未満	2億2千万円以上～2億4千万円未満	6,600万円
500億円以上～ 550億円未満	55万人以上～ 60万人未満	2億4千万円以上～2億6千万円未満	6,900万円
550億円以上～ 600億円未満	60万人以上～ 65万人未満	2億6千万円以上～2億8千万円未満	7,200万円
600億円以上～ 650億円未満	65万人以上～ 70万人未満	2億8千万円以上～3億円未満	7,500万円
650億円以上～ 700億円未満	70万人以上～ 75万人未満	3億円以上 ～3億2千万円未満	7,800万円
700億円以上～ 750億円未満	75万人以上～ 80万人未満	3億2千万円以上～3億4千万円未満	8,100万円
750億円以上～ 800億円未満	80万人以上～ 85万人未満	3億4千万円以上～3億6千万円未満	8,400万円
800億円以上～ 850億円未満	85万人以上～ 90万人未満	3億6千万円以上～3億8千万円未満	8,700万円
850億円以上～ 900億円未満	90万人以上～ 95万人未満	3億8千万円以上～4億円未満	9,000万円
900億円以上～ 950億円未満	95万人以上～100万人未満	4億円以上 ～4億2千万円未満	9,300万円
950億円以上～1000億円未満	100万人以上～105万人未満	4億2千万円以上～4億4千万円未満	9,600万円
1000億円以上～1050億円未満	105万人以上～110万人未満	4億4千万円以上～4億6千万円未満	9,900万円
1,050億円以上	110万人以上	4億6千万円以上	1億円

事例2 その他の政治団体（政党・政治資金団体を除きます。）に対する寄附



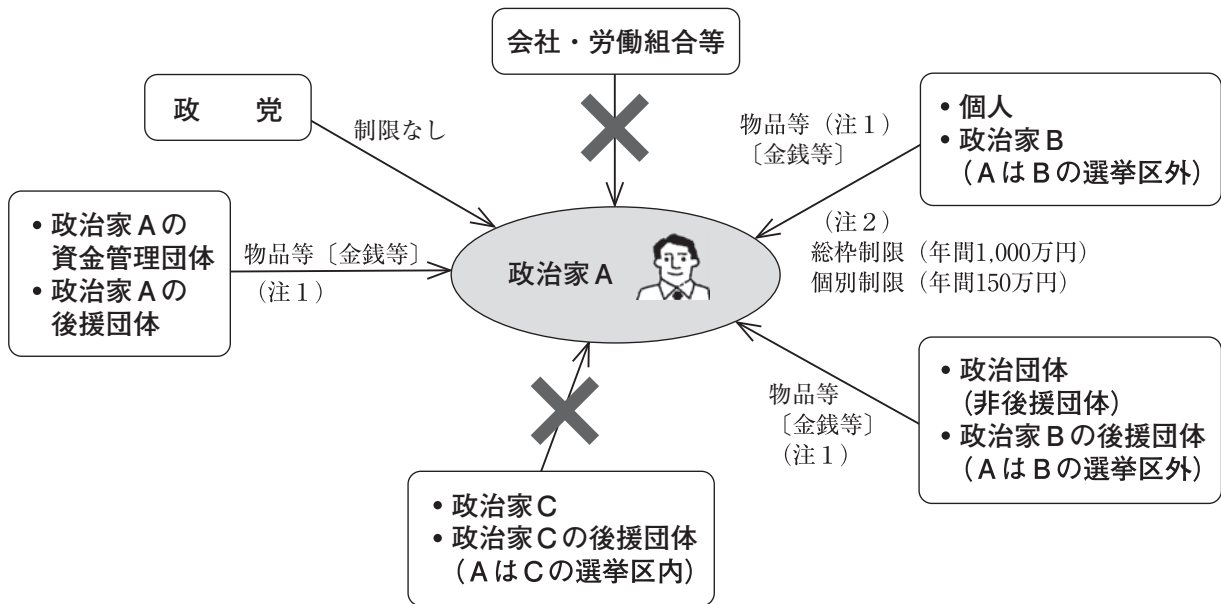
(注1) 21ページの「寄附の質的制限」の対象である場合は、該当する寄附が禁止されます。また、寄附の総枠制限（年間1,000万円）があります。

(注2) 年間1,000万円の総枠制限はありますが、個別制限及び期間の制限はありません。

なお、特定寄附（17ページ参照）については、寄附の量的制限（総枠制限、個別制限）は一切ありません。

(注3) 一定期間とは、任期満了による選挙の場合は、任期満了の日前90日に当たる日から当該選挙期日までの間をいいます（公選法199条の5④）。

事例3 政治家に対する寄附



(注1) 物品等〔金銭等〕と記載された事例では、選挙運動に関するものを除き、金銭や有価証券による寄附をすることが禁止されています。選挙運動に関する場合であれば、金銭等による寄附をすることもできます。

(注2) 21ページの「寄附の質的制限」の対象である場合は、該当する寄附が禁止されます。

#### (4) 寄附の質的制限

寄附の質的制限とは、寄附者側の立場やその性質等に着目し、量的制限のように一定限度額までは認められるというのではなく、該当する場合には、寄附自体を禁止しようとするものです。

なお、前述したとおり、会社等が行う政治活動に関する寄附は、政党及び政治資金団体に対してする場合を除き全て禁止されていますが、質的制限の規制対象となっている会社等については、政党及び政治資金団体に対する寄附であっても該当する寄附を禁止されることとなります。

質的制限の内容は次のとおりです（規正法22条の3～6）。

#### (寄附の質的制限の概要)

禁止される者又は禁止される行為	禁止期間	禁止の内容
<b>1 政治資金規正法による制限</b>		
①国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法による政党交付金を除く。以下③において同じ。）の交付の決定を受けた会社その他の法人（規正法22条の3①）	給付金の交付決定の通知を受けた日から1年を経過する日までの間	政治活動に関する一切の寄附 (例外) 〔 地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者及びこれらの者の資金管理団体又は後援団体に対する政治活動に関する寄附は禁止されない。(規正法22条の3③) 〕
②国から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人（規正法22条の3②）	出資等を受けている間	
③地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人（規正法22条の3④）	給付金の交付決定の通知を受けた日から1年を経過する日までの間	当該地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者及びこれらの者を推薦、支持若しくは反対する政治活動に関する寄附
④地方公共団体から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人（規正法22条の3④）	出資等を受けている間	
⑤3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社（規正法22条の4）	欠損がうめられるまでの間	政治活動に関する一切の寄附  (例外) 〔 匿名寄附のうち、街頭又は一般に公開される演説会、集会の会場において、政党又は政治資金団体に対してする一件当たりの金額が千円以下の寄附は禁止されない（規正法22条の6②）。 〕
⑥外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体等からの寄附受領（主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であってその発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されている者からの寄附を除く。）（規正法22条の5①）	時期を問わず	
⑦本人の名義以外の名義又は匿名による寄附（規正法22条の6①）		
<b>2 公職選挙法による制限</b>		
⑧国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者（公選法199条①）	時期を問わず	衆議院議員及び参議院議員の選挙に関する一切の寄附
⑨国から利子補給金の交付が行われている金融機関等から融資（試験研究、調査又は災害復旧に係るものを除く。以下⑪において同じ。）を受けている会社その他の法人（公選法199条②）	利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から当該利子補給金の交付の日から起算して1年を経過した日までの間	
⑩地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者（公選法199条①）	時期を問わず	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関する一切の寄附
⑪地方公共団体から利子補給金の交付が行われている金融機関等から融資を受けている会社その他の法人（公選法199条②）	利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から当該利子補給金の交付の日から起算して1年を経過した日までの間	

※⑥の（ ）書きの者が寄附をする場合は、⑥の（ ）書きに該当する旨を文書で、寄附を受ける者に通知しなければなりません（規正法22条の5②）。

#### (5) その他の公正な流れを担保するための措置

政治活動に関する寄附は、寄附者の政治活動の一環としてその自発的意思に基づいて行われるべきであり、不当にその意思を拘束し、寄附を強制することは寄附者の政治的自由の侵害となるため、また、政治資金団体に係る寄附について、その透明度の向上を図るため、次の規制があります（規正法22条の6の2、22条の7、22条の9）。

- ① 威迫等により寄附者の意思を不当に拘束するような方法による寄附のあっせんの禁止
- ② 寄附者の意思に反するチェック・オフによる寄附のあっせんの禁止
- ③ 公務員の地位利用による関与等の禁止
- ④ 政治資金団体に係る寄附の口座振込みの義務付け

## IV 政治資金パーティーに関する規制

政治資金パーティーとは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているものをいいます。その実施については、次のような規制があります。

### 1 政治資金パーティーは誰でも開催できますか（規正法8条の2・18条の2）

政治資金パーティーは、原則として政治団体によって開催されるようにしなければならないこととされています。

政治団体以外の者が\*特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催しようとする場合には、その者は、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなされ、届出義務、会計帳簿への記載義務、収支報告書の提出義務が課されることとなります。

\*特定パーティー：政治資金パーティーのうち当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるもの

### 2 政治資金パーティーにはどのような規制がありますか（規正法22条の8）

政治資金パーティーの対価の支払は、債務の履行として支払われるものであり、原則として政治活動に関する寄附に該当しませんが、その適正化を図るために次のような量的制限や遵守事項等があります。

#### (1) 量的制限（個別制限）

1回の政治資金パーティーにつき同一の者からの対価の支払は、150万円以内に制限されており、また、政治資金パーティーの開催者は、この制限を超える対価の支払を受けてはなりません。



## (2) 支払者に対する告知義務

政治資金パーティーを開催する者は、その対価の支払を受けようとするときは、対価を支払う者に対し、その対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を あらかじめ書面で告知 しなければなりません。

書面に記載する文言は、「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」と定められています（規正法施行規則39条）。

## (3) 禁止事項

「Ⅲ 寄附に関する制限」の「2（5）その他の公正な流れを担保するための措置」にある規制（④を除く。）は政治資金パーティーの対価の支払についても適用されます。

## 3 政治資金パーティーの収支はどのような手続が必要ですか（規正法9条・12条）

政治資金パーティーの対価に係る収入についての政治団体の会計帳簿、収支報告書への記載は次のような取扱いとなります。

### (1) 会計帳簿への記載

政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治団体の会計帳簿に、政治資金パーティーごとに、次の項目を記載します。

- ①その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額
- ②対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

### (2) 収支報告書への記載

特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治団体の収支報告書に、これらのパーティーごとに、次の項目を記載します。

- ①その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額
- ②対価の支払をした者の数

また、一つの政治資金パーティー（特定パーティーか否かにかかわらず）の対価に係る収入のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、政治団体の収支報告書に、次の項目を記載します。

- ①当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（団体の場合にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- ②当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

## V 政治資金の運用規制

政治資金は民主政治の健全な発達を希求して抛出される国民の浄財であることから、政治資金の運用方法は安全かつ確実なものに限定されています（規正法8条の3）。

### ◎認められている運用方法

- ①金融機関への預金又は貯金
- ②国債、地方債、政府保証債又は銀行等が発行する債券の取得
- ③信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託で元本補填契約のあるもの

# VI 収支報告書の提出

## 1 収支報告書の提出方法・添付資料を教えてください

政治資金の収支を国民の前に「ガラス張り」にするために、政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え付けるとともに、1件5万円以上（国会議員関係政治団体にあつては1円以上）の全ての支出について、領収書を徴収し、収支報告書の要旨の公表の日から3年間保管しなければなりません（規正法9条、11条、12条、16条、19条の9）。

そして毎年の12月31日現在で、その年の全ての収支に関する報告書を、翌年1月1日から3月31日まで（国会議員関係政治団体にあつては、あらかじめ収支報告書、会計帳簿、領収書等について登録政治資金監査人による政治資金監査を受けたうえで、5月31日まで）に提出しなければなりません（規正法12条、19条の10、19条の13）。

なお、2年連続して収支報告書を提出しなかった場合は、規正法17条2項の適用を受け、実質的に政治活動ができなくなりますので注意してください。

また、公職の候補者（政治家）の選挙運動に関する収支は、公職選挙法に基づく「選挙運動費用収支報告書」により報告するものであり、政治団体の収支とは別ですので、二重計上しないように注意しなければなりません。

（注）政治団体の下部組織

政治団体の支部（9ページ参照）に該当しない下部組織（会計上独立していないもの及び単なる連絡事務的なものなど）の行った収入・支出は上部組織が行ったものとなりますので、収支報告書は上部組織において、下部組織の行った収入・支出分を含めて報告することになります。

### (1) 収支報告書（別記記載例（15）54ページから86ページ）

様式については、総務省の「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」のホームページに「収支報告書を作成するソフトウェア」が掲載されていますので、ダウンロードの上、御活用ください。

■総務省「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」ホームページ

<https://kyoudou.soumu.go.jp/>

政治資金 オンライン 検索

### (2) 添付書類

#### ①以下の支出に係る領収書等の写し

ア 国会議員関係政治団体 人件費以外の経費で、1件1万円超の支出

イ 国会議員関係政治団体以外の資金管理団体 人件費以外の経費で、1件5万円以上の支出

ウ ア、イ以外の政治団体 政治活動費で、1件5万円以上の支出

このうち領収書等を徴しがたい事情があり、領収書等の写しを提出できないものがある場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」（別記記載例（16）85ページ）に記入し併せて提出してください。

金融機関への振込明細書の写しを提出する場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に代えて「振込明細書に係る支出目的書」（別記記載例（17）85ページ）に記入して提出することができます。

※ 支出目的書については、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による記入も可）は、提出は不要です。

#### ②政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体のみ）

国会議員関係政治団体が、収支報告書を提出する際は、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人（注）による政治資金監査を受けなければなりません（規正法19条の13）。

（注）弁護士、公認会計士又は税理士は、総務省の政治資金適正化委員会に備える名簿への登録を受けて、登録政治資金監査人になることができます。

### (3) 提出部数

(県内団体) 収支報告書 2部(領収書等の写しは1部)

(全国団体) 収支報告書 3部(領収書等の写しは1部)

\*提出された収支報告書のうち1部は、受付後控えとしてお返しします。

#### 収支報告書の公開(規正法20条①、20条の2②)

政治団体が毎年行う収支報告書は、県報(官報)への要旨の告示等により、国民の前に公表されます。また、公表されてから3年間、誰でも、その正本の閲覧及び写しの交付を請求することができます。

※ 埼玉県では、平成22年分から、埼玉県所管の政治団体の収支報告書を県選挙管理委員会ホームページ上でそのまま公開しています。

## 2 国会議員関係政治団体の収支報告について、注意事項はありますか

国会議員関係政治団体の収支報告書は、次のとおり行う必要があります(規正法11条、12条、16条、19条の9、19条の10、19条の11、19条の14)。

ア 全ての支出について領収書等を徴収し、収支報告書の要旨公表の日から3年間保存しなければなりません。

領収書等を徴し難い事情があったときは、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」(振込明細書があるときは「振込明細書に係る支出目的書」でも可)を作成・保存しなければなりません。

イ 収支報告書には、人件費以外の経費で1件1万円超の支出に関し、明細(支出を受けた者の氏名・住所、支出の目的、金額、年月日など)を記載しなければなりません。

ウ 収支報告書を提出する際は、①人件費以外の経費で1件1万円超の支出に係る領収書等の写し、②政治資金監査報告書を併せて提出しなければなりません。

エ 収支報告書の提出期限は、原則として5月31日となります。

## 3 国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しの開示制度について教えてください

国会議員関係政治団体については、収支報告書の要旨公表の日から3年間、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し(少額領収書等の写し)について、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に開示請求することができます(規正法19条の16)。

【少額領収書等の写しの開示の流れ】

① 開示請求する者は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、開示請求書を提出します。

② 開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求があった日から10日以内に、当該団体の会計責任者に対し、少額領収書等の写しの提出を命令します。

③ 当該団体の会計責任者は、提出命令があった日から原則20日以内に、少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出しなければなりません。

※ 既に同一の写しを提出しているときや、1件1万円以下の支出がないときは、その旨を通知すれば足ります。

また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、提出期限の延長を求めることができます。

④ 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、少額領収書等の写しの提出があった日から原則30日以内に開示決定し、閲覧又は写しの交付の方法により開示します。

⑤ 提出命令に違反して少額領収書等の写しを提出しないときは、その国会議員関係政治団体の名称・主たる事務所の所在地が公表されます。

## Ⅶ 政治資金関係申請・届出オンラインシステム

政治資金規正法に基づく各種の届出や収支報告を、インターネットから原則24時間365日どこからでも行えるシステムです。ご利用いただくには、総務省「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」ホームページ

<https://kyoudou.soumu.go.jp/> 政治資金 オンライン 検索

の案内に沿って、事前に利用申請を行う必要があります。

なお、国会議員関係政治団体は、政治資金収支報告書のオンライン提出の努力義務規定があります（規正法 19 条の 15）。

### (1) 政治資金関係申請・届出オンラインシステムを利用することの主なメリット

- ① 平日でも休日でも、24 時間 365 日提出が可能となる。
- ② 窓口に行く必要がなくなり、移動時間や待ち時間がなくなる。
- ③ 窓口までの交通費、用紙代及び印刷代が不要となる。

### (2) 利用申請の手続

政治資金関係申請・届出オンラインシステムを利用するためには、ID・パスワードの申請が必要となります。

申請方法には、インターネットを利用した電子申請【公的個人認証方式】（マイナンバーカード及びICカードリーダーライターが必要です。）と、申請書による申請【ID・パスワード方式】（別記記載例(18) 96 ページ）があります。

なお、申請方法、申込者区分（代表者、会計責任者）に応じて、ご利用できる手続が異なりますのでご注意ください。

#### 【申請の違いによる手続の制限】

手続	公的個人認証方式		ID・パスワード方式	
	代表者	会計責任者	代表者	会計責任者
政治団体設立届	○			
政治資金団体指定届	○		○	
政治資金団体指定取消届	○		○	
届出事項等の異動届	○		○	
政治団体解散届	○*1	○*1		
政治団体支部解散届	○*2		○*2	
資金管理団体指定届	○		○	
資金管理団体届出事項の異動届	○		○	
資金管理団体指定取消届	○		○	
資金管理団体でなくなった旨の届	○		○	
収支報告書	定期分		○	○
	解散分	○*1	○*1	

\*1 代表者、会計責任者による連名での電子署名が必要となります。

\*2 政治団体の本部は、支部が解散したときは支部の代表者および会計責任者であった者に代わって、支部が解散した旨およびその年月日を届け出ることができます。

## VIII 罰則

政治資金規正法には、規正が正しく履行されるように担保として罰則が規定されています。違反事項によっては公民権（公選法に規定する選挙権及び被選挙権）が停止されます（規正法28条）。主な罰則は次のとおりです。

### 1 政治資金規正法の罰則一覧

違反事項	罰則	適用条文
届出前の寄附の受領・支出の禁止違反（8条違反）	5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金	23条
会計帳簿の備付け及び記載義務違反、虚偽記載（9条、18条、19条の4違反）	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	24条
明細書の提出及び記載義務違反、虚偽記載（10条違反）		
領収書等の徴収義務違反、虚偽記載（11条違反）		
会計帳簿等の保存義務違反、虚偽記載（16条違反）		
事務引継義務違反（15条違反）		
選挙管理委員会に対する説明拒否、虚偽説明、訂正拒否、虚偽訂正（31条関係）	5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金	25条
収支報告書等の記載及び提出義務違反、虚偽記載（12条、17条、18条、19条の5、19条の14違反）		
会計責任者の選任監督義務違反（25条違反）	50万円以下の罰金	
寄附の量的制限違反（21条、21条の2、21条の3、22条、22条の2違反）	1年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	26条
寄附の質的制限違反（22条の3、22条の5、22条の6違反）	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	26条の2
匿名等の寄附又は政治資金パーティーの対価の匿名等の支払禁止違反（22条の6、22条の8違反）		
赤字会社の寄附禁止違反（22条の4違反）	50万円以下の罰金	26条の3
政治資金パーティーの対価の支払の量的制限違反、告知義務違反（22条の8違反）		
寄附又は政治資金パーティーの対価の支払のあっせん制限違反（22条の7違反）	6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金	26条の4
寄附又は政治資金パーティーの対価の支払への公務員の関与制限違反（22条の9違反）		
寄附又は政治資金パーティーの対価の支払のあっせんに係るチェック・オフの禁止違反（22条の7、22条の8違反）	20万円以下の罰金	26条の5
政治資金監査報告書の虚偽記載（19条の13違反）	30万円以下の罰金	26条の6
登録政治資金監査人等の秘密保持義務違反（19条の28違反）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	26条の7

（注1）「寄附の量的制限違反」、「寄附の質的制限違反」、「匿名による寄附又は政治資金パーティーの対価の支払違反」、「赤字会社の寄附違反」は寄附者のみならず受領者も罰則対象となります。

（注2）寄附の量的、質的制限等違反による寄附に係る財産上の利益については、没収又は追徴されます（規正法28条の2）。

## 2 政治資金規正法に定める罪を犯した者の選挙権及び被選挙権の停止（規正法28条）

禁錮刑に処せられた者	裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間及びその後5年間
罰金刑に処せられた者	裁判が確定した日から5年間
禁錮又は罰金刑の執行猶予の言い渡しを受けた者	裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間
禁錮刑に処せられ、刑の執行の免除を受けた者	刑の時効による場合を除いて、裁判が確定した日からその免除を受けるまでの間及びその後5年間
禁錮刑に処せられ、大赦もしくは特赦又は刑の時効により刑の執行を受けることがなくなった者は、裁判が確定した日からそれまでの間	

(注) 規正法違反により公民権を停止される場合においては、あわせて選挙運動も禁止されます（公選法137条の3）。

# IX 政治資金と税

## 1 政治団体に対する税金の扱いはどのようになりますか

政治団体は「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」（以下「法人格付与法」という。）により法人格を取得している政党等を除き、一般的に法人格を有しておらず、法律上「人格なき社団」として取り扱われます。

政治団体の寄附収入と機関紙誌の発行等の事業収入に対する課税については次のとおりです。

### (1) 寄附収入に対する課税

**法人税及び贈与税は課税されません。**

#### ア 法人税

「人格なき社団」は法人税法上、法人とみなされますが（法人税法3条）、収益事業から生じた所得以外の所得については法人税が課税されません（同法6条）。

また、法人格を有する政党等も同様です（法人格付与法13条）。

#### イ 贈与税

「人格なき社団」は相続税法上、個人とみなされ（相続税法66条）、個人からの寄附収入については贈与税の対象となりますが、公益を目的とする事業を行う者が贈与により取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なものについては非課税の措置がとられており（同法21条の3）、政治団体が受けた政治活動に関する寄附は、一般的にはこれに該当するものとして、非課税とされます。

また、法人格を有する政党等については、もともと法人は贈与税の納税義務者となっておりませんので（同法1条の4）、贈与税は課税されません。

## (2) 事業収入に対する課税

収益事業による所得については、法人税が課税されます。

購読料等対価を得て機関紙誌を発行する場合は、消費税が課税されます。

### ア 法人税

政治団体が各種事業を行い収入を得る場合、収益事業による所得に対してのみ法人税が課税されます（法人税法6条、法人格付与法13条）。収益事業とは、販売業、製造業その他政令で定める事業で、事業場を設けて継続して営まれるものとされており（法人税法2条）、これに該当する事業を政治団体が行っていけば課税されることとなります。

なお、パーティー開催事業は、一般に収益事業に当たらないものと解されています。

### イ 消費税

消費税は事業者が対価を得て行う資産の譲渡等に課税されるものです（消費税法4条）。

「人格なき社団」は消費税法上、法人とみなされ（同法2条、3条）、法人格を有する政党等とともにこの事業者に該当しますので、政治団体が購読料等の対価を得て機関紙誌を発行する場合には、消費税が課税されます。

## 2 公職の候補者（政治家）個人が受けた寄附は課税されますか

公職の候補者（政治家）個人が政治活動に関して受けた政治資金については、雑所得になり、他の所得と合算して課税対象になります。この場合、政治活動のために消費した費用は、課税対象外となりますので控除します。

（政治資金に係る収入）－（政治活動の費用）＝雑所得

雑所得として他の所得と合算して課税されます。

ただし、政治活動に要した費用の方が、政治資金として受けた収入より多いとき（赤字分）は、他の種類の所得の黒字と損益通算ができません。

なお、選挙運動に関して受けた収入で、公選法189条の規定に基づく収支報告がされているものについては、課税されません（所得税法9条、相続税法21条の3）。

## 3 法人が政治献金をした場合、税金の扱いはどうなりますか

法人が政党及び政治資金団体に対し、その政治活動に関し寄附を行った場合、法人税法においては通常の寄附金として取り扱われ、他の寄附金と合算して寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入の対象となるだけで（法人税法37条）、税制上、特段の優遇措置はとられていません。

### 〈損金算入限度額〉

$$\left( \text{資本金等の金額} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4}$$

#### 4 個人が政治献金をしたときに、課税上の優遇措置が受けられると聞きましたが、どのような手続が必要ですか

第5次選挙制度審議会において、「政治資金は、個人献金と党費によりまかなわれることが本来の姿である。」との指摘がなされ、その実現に向けて、個人献金を奨励する目的から、個人献金に対して一定の要件の下に税の優遇措置が設けられました（租税特別措置法41条の18）。

優遇措置が受けられるのは「個人がする政治活動に関する寄附」に限られ、政治団体の規約等で定められている党費・会費や政治資金パーティー等の事業の会費のような「債務の履行としてされるもの」は対象になりません。

##### (1) 適用対象

###### ア 次の政治団体に対する政治活動に関する寄附

政治団体の種類	備考
政党又は政治資金団体	
政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し又は反対することを本来の目的とする団体で国会議員が主宰し、又は主要な構成員が国会議員である政治団体	「所属国会議員氏名届」の提出が必要
政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰し、又は主要な構成員が国会議員である、いわゆるみなし政治団体（政策研究団体）	
現職の都道府県の議会議員及び知事、指定都市の議会議員及び長を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体	「被推薦書」の届出が必要
都道府県の議会議員及び知事、指定都市の議会議員及び長の選挙の候補者又は候補者となろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体 （推薦又は支持する者が立候補した日の属する年とその前年の2年間に限られます。ただし、公職の種類の異動により、対象団体になった場合は異動の日以降の寄附に限ります。）	
国会議員関係政治団体（2号団体） （推薦又は支持する者が候補者又は候補者となろうとする者である場合、立候補した日の属する年とその前年の2年間に限られます。ただし、公職の種類の異動により対象団体となった場合は、異動の日以降の寄附に限ります。）	「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」の提出が必要

###### イ 国会議員（衆議院比例代表選出議員を除く。）、都道府県の議会議員及び知事、指定都市の議会議員及び長の選挙における候補者の選挙運動に関する寄附

ア及びイの要件を満たす寄附であっても、法の規定に違反するもの（量的制限や質的制限に違反する寄附等）や、寄附者に特別な利益が及ぶと認められるもの（例えば、議員が自己の資金管理団体や後援会に寄附する場合、議員がお互いに相手方の後援会に寄附し合う場合などが考えられます。）は除外されます。

##### (2) 優遇措置の内容

前記（1）の適用対象となる寄附については、所得税法に規定される特定寄附金とみなされ、「寄附金控除」の対象となります。

（注）特定寄附金とは、国や地方公共団体に対してする寄附や公益法人に対する寄附で財務大臣が指定した寄附等をいい、個人が拠出する政治献金で一定の要件に該当するものについても、この特定寄附金とみなされることがされています。



## ア 政党及び政治資金団体以外の適用対象政治団体に対する個人献金の場合

寄附金控除を受けることができる金額は、特定寄附金の合計額（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の40%を限度とします。）から2,000円を控除した金額で、これが所得税の計算の際に所得から控除されます（所得控除制度）。

### 〈所得控除制度〉

所得控除の額 = ①又は②のいずれか少ないほうの金額 - 2,000円

- ① 特定寄附金の支出額
- ② その年の総所得金額・退職所得金額及び山林所得金額の合計額の40%相当額

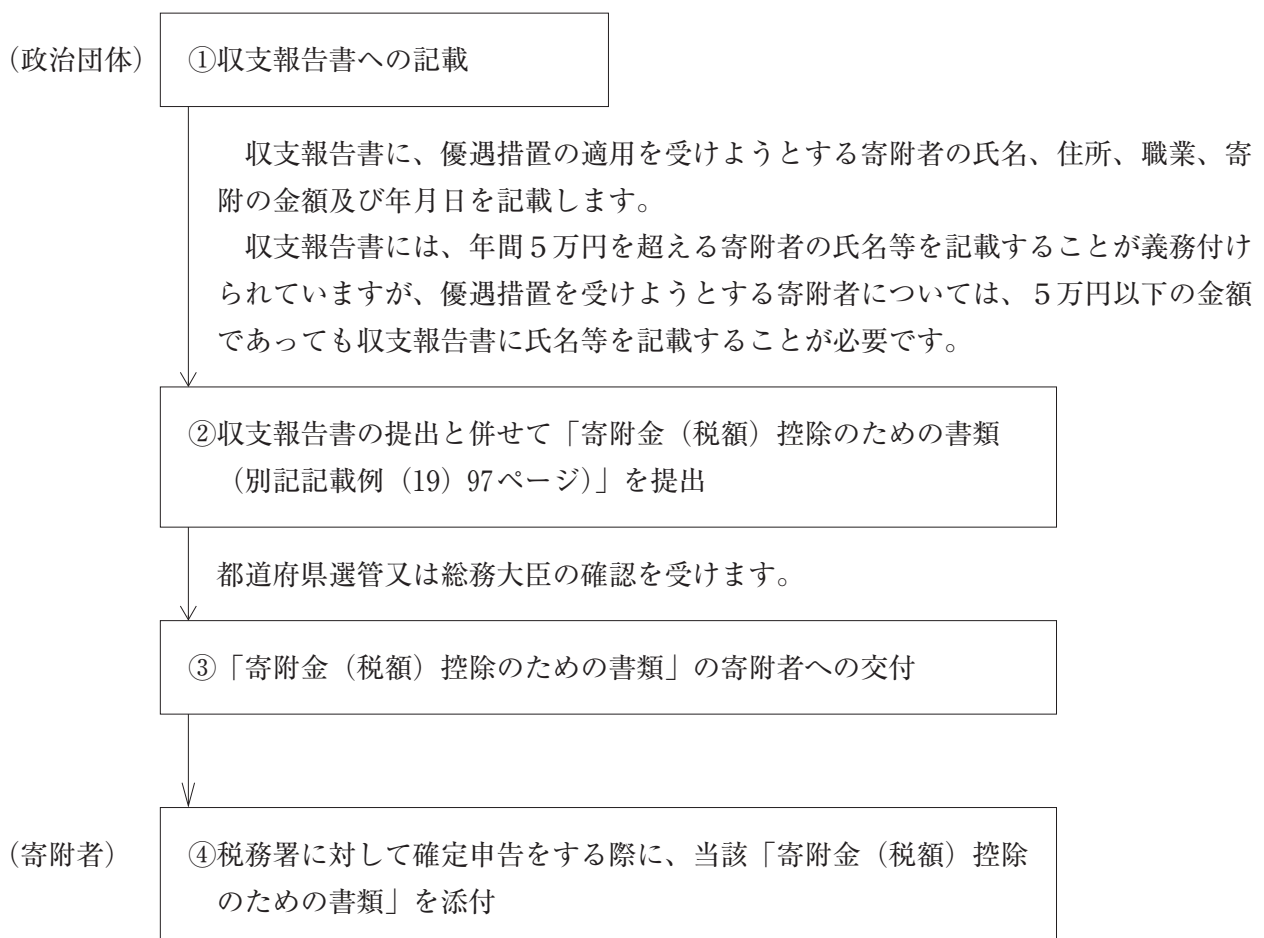
## イ 政党及び政治資金団体に対する個人献金の場合

控除率30%の税額控除制度と所得控除制度との選択制とされています。

### 〈税額控除制度〉

税額控除額 = (その年の政党等に対する寄附金の合計額 - 2,000円) × 0.3

## (3) 優遇措置を受けるための手続（政治団体に対する個人献金の場合）



## X 政治活動の規制

### 1 立札・看板に貼付する証票を交付してもらうには、どのような手続が必要ですか

政治活動に使用する文書図画のうち、①公職の候補者等の政治活動のために使用される文書図画で当該公職の候補者等の氏名や氏名類推事項を表示するもの、②後援団体の政治活動のために使用される文書図画で当該後援団体の名称を表示するものについては、次のものを除き、掲示することが禁止されています（公選法143条⑯）。

なお、掲示ができるもののうち、(1)の立札・看板の類には、選挙管理委員会から交付を受けた証票を貼付しなければなりません。

また、選挙期間中は本規制とは別に政治活動に対する規制がありますので注意してください。

#### (1) 立札・看板の類

##### ア 掲示できるもの

政治活動のための事務所に掲示するものに限られ、枚数、規格等に次の制限があります（公選法143条⑯⑰）。

##### ①枚数

選挙の種類別に定められた総枚数以内で、かつ1事務所ごとに2枚以内

##### ②規格

縦150cm×横40cm以内（「足」の部分を含みます。）

##### ③証票

選挙管理委員会から交付された証票を貼付しなければなりません。

##### イ 証票の交付申請

証票の交付申請は、公職の候補者等又は後援団体ごとに、選挙の種類に応じ下記の申請先に対し行います（県選管に対する後援団体の申請書は別記記載例（20）98ページ）。

この際、当該立札・看板を掲示する事務所の所在地と所在地ごとの掲示枚数を記載した書面を併せて提出してください。また、証票の交付の際には、受領者のサイン又は印をいただきます。

なお、市町村選挙管理委員会への申請方法は、各市町村選挙管理委員会へ確認してください。

(選挙の種類別の証票枚数及び交付申請先)

選挙の種類	証 票 枚 数		証票交付 申 請 先
	公職の候補者等	後 援 団 体	
衆議院議員(比例代表)	40枚 (1小選挙区で10枚以内)	60枚 (1小選挙区で15枚以内)	中央選管 (総務省)
衆議院議員(小選挙区)	10枚	15枚	県 選 管
参議院議員(比例代表)	全国で100枚 (一都道府県で26枚以内)	全国で150枚 (一都道府県で39枚以内)	中央選管 (総務省)
参議院議員(選挙区)	26枚	39枚	県 選 管
県 知 事	26枚	39枚	県 選 管
県 議 会 議 員	6枚	6枚	県 選 管
指 定 都 市 の 長	10枚	10枚	市 選 管
指定都市の議会議員	6枚	6枚	市 選 管
市長・市議会議員 (指定都市を除く)	6枚	6枚	市 選 管
町村長・町村議会議員	4枚	4枚	町村選管

(注) 立札・看板の類は、事務所ごとにその場所において掲示されるものであり、事務所の実体のない場所や自動車等に取り付けて掲示することはできません。

(2) ポスターの掲示

政治活動用ポスターのうち、ベニヤ板やプラスチック板などを用いて掲示するポスター（いわゆる裏打ちポスター）や事務所、連絡所又は後援団体の構成員であることを表示するためのポスターは掲示できません。

また、上記に当たらないポスターは選挙運動にわたらない限り掲示できますが、ポスター表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人の場合は名称）及び住所を記載する必要があります（公選法143条⑱）。

なお、これらのポスターについても、選挙前の一定期間（任期満了による選挙にあっては、任期満了の日の6月前の日から当該選挙の期日までの間）は掲示できません（公選法143条⑲）。

(3) 演説会等の開催中に掲示するもの

政治活動のための演説会、講演会及び研修会等の会場で、開催中に掲示される立札・看板・ポスター等は、選挙運動にわたらない限り掲示できます（規格及び枚数の制限もありません）。

# XI 政治資金規正法の制定及び主要な改正の経緯

## 1 昭和23年の政治資金規正法の制定（昭和23年7月29日公布・施行）

腐敗行為防止法（米国）をもとに、政治資金の規正に関する一般法として制定

## 2 昭和50年の改正（昭和50年7月15日公布・昭和51年1月1日施行）

政治活動の公明と公正を図るため、政治資金の授受の規正、収支の公開の強化、個人の拠出する政治資金に対する課税上の優遇等、全条文にわたる抜本的な改正

- ① 政治活動に関する寄附の授受の制限  
寄附の量的制限（総枠制限・個別制限）、寄附の質的制限、寄附のあっせん規制の設定
- ② 政治資金の収支の公開の強化  
収支報告書の提出（3月以内）、記載事項等の改善・強化
- ③ 個人献金に係る課税上の優遇措置（所得控除）
- ④ 政治団体の届出等の改正  
政治団体の届出制度（国・都道府県の2段階制）の改正、政治団体の名称等の公表制度の創設

## 3 昭和55年の改正（昭和55年12月8日公布・昭和56年4月1日施行）

政治家個人の政治資金の明朗化を図るため、政治家個人の政治資金について収支の報告を求めること等の改正

- ① 指定団体制度、保有金制度の創設
- ② 収支報告書の記載事項の簡素化（支出の明細1件当たり5万円に引上げ等）

## 4 平成4年の改正（平成4年12月16日公布・平成5年1月1日施行）

政治資金の収支の明確化と透明性の確保等のため、政治資金パーティー開催の適正化、政治資金の運用の規制等の改正

- ① 政治資金パーティー開催の適正化  
政治資金パーティーの政治団体による開催、収支の明確化（特定パーティーに係る収入の報告等）、対価の支払者の氏名等の公開（100万円超）、対価の支払の収受の制限（150万円）等
- ② 政治資金の運用の規制（金融機関への預金等）
- ③ 政治団体が有する資産等の報告・公開
- ④ 匿名寄附禁止に係る特例の創設（政党匿名寄附）

## 5 平成6年の改正（平成6年11月25日公布・平成7年1月1日施行）

選挙制度の改革と軌を一にして、政党その他の政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、会社その他の団体の寄附の制限の強化等の改正

- ① 寄附に関する制限  
会社・労働組合その他の団体の政党、政治資金団体、資金管理団体（年間50万円）以外への寄附の禁止、政治家個人への政治活動に関する寄附の禁止（政党を除く。）
- ② 公職の候補者に係る資金管理団体制度の創設（指定団体、保有金制度の廃止）
- ③ 寄附等の公開基準の改正（寄附：年間5万円超、政治資金パーティー：20万円超）

- ④ 政党要件の改正（所属国会議員5人以上、直近の国政選挙の得票数2%以上）
- ⑤ 政党に対する個人献金に係る課税上の優遇措置（税額控除・所得控除の選択制）

#### **6 平成11年の改正（平成11年12月20日公布・平成12年1月1日施行）**

会社・労働組合その他の団体の資金管理団体に対する寄附禁止の改正（3月31日までは適用除外）

#### **7 平成17年の改正（平成17年11月2日公布・平成17年12月2日、平成18年1月1日施行）**

政治団体の本部による支部の解散の届出、政治団体間における多額な寄附の制限等の改正

- ① 政治団体の本部による支部の解散の届出制度の創設（平成17年12月2日施行）
- ② 政党及び政治資金団体以外の政治団体間における寄附の制限（年間5,000万円）（平成18年1月1日施行）

#### **8 平成18年の改正（平成18年12月20日公布・平成18年12月25日施行）**

主たる構成員が外国人又は外国法人である上場会社からの寄附規制の撤廃等の改正

- ① 主たる構成員が外国人又は外国法人である上場会社からの寄附規制の撤廃等
- ② 金融機関への振込みに係る収支報告書の添付書面の簡素化（平成19年1月1日施行）

#### **9 平成19年の改正（1）（平成19年7月6日公布・平成20年1月1日施行）**

資金管理団体による不動産の取得等の制限等の改正

- ① 資金管理団体による不動産の取得等の制限等（平成19年8月6日施行）
- ② 資金管理団体に係る人件費以外の経常経費についての収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付の義務付け（1件5万円以上）

#### **10 平成19年の改正（2）（平成19年12月28日公布・平成20年1月1日施行）**

国会議員関係政治団体の支出に係る収支報告の適正の確保・透明性の向上のため、登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け、支出の明細の記載基準の引下げ、少額領収書等の公開等の改正

- ① 国会議員関係政治団体の届出等（平成20年10月1日施行）
- ② 登録政治資金監査人による政治資金監査  
登録政治資金監査人による政治資金監査、政治資金監査報告書の提出（提出期限5月末まで）
- ③ 収支報告書への明細の記載等  
全ての支出の領収書等の徴収、人件費以外の経常経費についての収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付の義務付け（1件1万円超）
- ④ 少額領収書等の写し（1件1万円以下）の開示制度（解散団体を除く。）
- ⑤ 収支報告書等の写しの交付制度

※ ②～⑤は平成21年1月1日以降適用